

池島炭鉱体験施設 VR 制作業務委託に係る説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

池島炭鉱体験施設 VR 制作業務委託

(2) 業務内容

池島炭鉱体験施設 VR 制作業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

(4) 履行場所

指定場所

(5) 予算額

3,000,000 円（消費税相当額を含む。）

(6) 業務実施上の条件

ア 本業務の受託者としての条件は、令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間で完了した業務で、国、地方自治体又は企業・団体等の VR 制作に係る業務実績が 1 件以上あること。

イ 業務の管理及び統括等を行う者として、業務責任者を 1 名配置すること。

ウ 業務責任者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

(7) 成果品

ア 成果品の種類

提出する成果品は、原則として日本産業規格 A 4 版（やむを得ない場合は A 3 版も可とする。）、文字サイズは全て 10 ポイント以上とする。

番号	提出物	納品日
1	VR コンテンツデータ 20 分程度及び一部 Web 公開用の 1 分程度（電子記録媒体にて納品すること）	令和 9 年 3 月 5 日（金）
2	制作したデータが記録されている VR ゴーグル 2 台（コントローラ等の附属品含む）	令和 9 年 3 月 5 日（金）
3	操作マニュアル及び運用・保守管理マニュアル（電子記録媒体にて納品すること）	令和 9 年 3 月 5 日（金）
4	利用者向け解説文・案内文	令和 9 年 3 月 5 日（金）

(8) その他

ア 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

イ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。

- ウ 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- エ 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- オ 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成 13 年長崎市条例第 28 号）に基づき、開示することがある。
- カ 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- キ 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
 - （ア） 提案資格を満たさないこととなった場合
 - （イ） 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- ク 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- ケ 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。
- コ 参加表明者は、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、当該参加表明者はその旨を記載した書面を 3（3）の場所に届け出なければならない。

2 スケジュール（予定）

内 容	期限等
公告日	令和 8 年 9 月 30 日（水）
説明書その他資料配布期間	令和 8 年 9 月 30 日（水）から 令和 8 年 11 月 9 日（月）17 時まで
説明書等に対する質問提出期間	令和 8 年 9 月 30 日（水）から 令和 8 年 10 月 15 日（木）17 時まで
質問に対する回答期限	令和 8 年 10 月 21 日（水）17 時まで ※質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものは適宜回答します。
参加表明の手続き期限	令和 8 年 10 月 13 日（火）17 時まで
提案書提出要請日	令和 8 年 10 月 15 日（木）
提案書提出期限	令和 8 年 11 月 16 日（月）17 時まで
ヒアリング実施日	令和 8 年 11 月 19 日（木）
決定・非決定通知日	令和 8 年 11 月 20 日（金）
見積書提出期限	令和 8 年 11 月 27 日（金）

	※特定者に対して観光政策課から連絡します。
契約締結予定日	令和8年12月3日（木）

3 参加表明の手続き

(1) 提出書類

ア「プロポーザル参加表明書」（第1号様式）

イ「担当者連絡先」（様式ア）

ウ「業務等実績調書」（様式ウ）

令和3年度から令和7年度までに完了した同種業務の受託実績について記載するとともに、当該業務の内容が確認できる書類（契約書及び仕様書等の写し）を添付すること。

(2) 提出期限

令和8年10月13日（火）17時必着（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

(3) 提出場所

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 長崎市役所 14階

長崎市文化観光部観光政策課（電話 095-829-1152）

電子メールアドレス:kanko_seisaku@city.nagasaki.lg.jp

ただし、データ容量が5MBを超える場合は、別途アップロード用のURLを発行するため、期限までにアップロードできるよう本市へURLの発行依頼を行うこと。

(4) 提出方法

電子メールによる。

(5) 受領確認

長崎市の担当者が受信を確認した場合には、送信された電子メールに対し受信した旨の返信を行う。

4 提案資格の確認

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により通知するとともに、プロポーザル参加要請書（第3号様式）により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するものとする。

通知予定日 令和8年10月15日（木）

5 説明書等に対する質問

(1) 受付方法

質問書（様式シ）に記載の上、電子メールにより下記（3）に送信すること。あわせて、その旨

を電話により連絡すること。

なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 受付期間

公告日から令和8年10月15日（木）17時必着

(3) 質問書送付先及び連絡先

長崎市文化観光部観光政策課

電話：095-829-1152

電子メールアドレス:kanko_seisaku@city.nagasaki.lg.jp

(4) 質問に対する回答

令和8年10月21日（水）17時までに質問を取りまとめ、質問回答書（様式ス）により提案資格を満たす者すべてに直接電子メールで回答する。

ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

6 提案書の提出

(1) 提出書類

文書番号	書類名	備考	内容に関する留意事項
1	提案書	第4号様式	・記載様式はA4版とする。
2	組織調書	様式イ	・記載様式はA4版とする。 ・令和7年度の決算書及び公告日から起算して1月前に当たる日から提案書の提出日までに発行された商業登記謄本（履歴事項全部証明書）を添付すること。
3	業務等実績調書	様式ウ	・過去5年間の同種業務の実績を記入すること。
4	業務等実績の確認書類	原則写し	・契約書の写し及び業務内容が確認できる書類を添付すること。
5	配置予定者調書	様式工	・主任担当者・担当者の業務経歴等を記載すること。 ・主任担当者・担当者ごとに

			作成すること。 ・過去5年間の同種業務の実績を記入する。同種業務の内容は、下記に示す。 ・記載様式はA4版とする。
6	参考見積書	様式オ	・人件費、物件費、その他経費ごとに明細を記載すること。 ・記載様式はA4版とする。
7	提案資料 ・業務等の実施体制 ・業務等の実施方針 ・提案内容	・業務の実施体制については、様式力 ・業務の実施方針については、様式ケ ・提案内容については、様式コ ※以上につきましては、任意様式での提出も可。	・配置する担当者の構成や業務の実施方針及び実施体制を記載すること。 ・業務実施手順を示す業務フローや業務スケジュールを記載すること。
8	その他（提出要請書に対する意見、代替案等）	様式サ	・記載様式はA4版とする。

※ 「3 業務等実績調書」及び「5 配置予定者調書」に係る同種業務については、国、地方公共団体又は企業、団体等と令和3年度から令和7年度で契約を締結し完了したもので、以下のとおりとする。

(ア)同種業務…VR制作（VR動画・VR静止画）に限る。

(2) 参考見積の提出

提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積りを提出すること。

ただし、その取扱いは、契約金額積算の際の参考及び受託候補者特定のための基準（下記9に記載）の一部として用いることとする。

(3) 書類作成上の注意事項

用紙サイズは原則として日本産業規格A4版とし、文字サイズは全て10ポイント以上とする。ただし、やむを得ない場合はA3版も可とする。なお、提案にあたっては別途示す仕様書に基づき提案することとするが、仕様書に記載のない内容であっても、本業務を実施するにあたって有益であると考えられる内容については提案を妨げない。

(4) 提出

全てデータによる提出とし、会社名あり、会社名なしのものをそれぞれ一式用意すること。また、会社名なしの書類については、会社又は法人名、業務担当者の個人名、ロゴ、所在地等、提出者を特定できるような内容は記載しないこと。

(5) 提出期限

令和8年11月16日（月）17時【必着】（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

(6) 提出先

kanko_seisaku@city.nagasaki.lg.jp

ただし、データ容量が5MBを超える場合は、別途アップロード用のURLを発行するため、期限までにアップロードできるよう本市へURLの発行依頼を行うこと。

7 ヒアリング

提出された提案書について、提案者から説明を受けるためヒアリングを行う。

(1) 実施日

令和8年11月19日（木）（詳細については別途、ヒアリング予定表（様式セ）にて通知する。）

(2) 持ち時間

説明 20分以内（サンプル映像の放映時間も含む。）及び質疑応答 10分程度 計 30分程度

(3) 出席者

3人以内とする。

(4) その他

ヒアリング用の機材は提案者で用意すること。ただし、ヒアリングに必要なスクリーン及び投影機は長崎市で用意する。

また、説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。なお、サンプル映像の提出は可とするが、体験機器の持ち込みは不可とする。

サンプル映像の制作にあたり、池島島内での撮影をすることは不可とする。

※サンプル映像の提出は、提案書の提出期限である令和8年11月16日（月）17時までに、電子記録媒体に格納のうえ提出すること。また、映像についても「6（4）提出部数」に規定する、提出者が特定できる内容を掲載しないこと。

8 受託者の決定・非決定に関する事項

特定審査委員会による提案書及びヒアリングの評価結果を基に、受託者を決定し、受託者として決定した者に対しては、決定通知書（第6号様式）により、受託者として決定しなかった者に対しては、非決定通知書（第7号様式）により、それぞれ結果を通知する。

結果通知予定日 令和8年11月20日（金）

9 受託候補者特定のための基準

受託候補者を特定するための基準は、別添の「評価基準」のとおりとする。

10 契約書の作成の要否

要

11 担当課

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 14階

長崎市文化観光部観光政策課 担当：濱田、坂本

電話：095-829-1152、FAX：095-829-1232

E-mail:kanko_seisaku@city.nagasaki.lg.jp